

公益財団法人山口県スポーツ協会競技スポーツ推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人山口県スポーツ協会(以下「県スポ協」という。)の加盟団体のうち国民スポーツ大会正式競技の団体及び高等学校等(以下「競技団体等」という。)が実施する競技スポーツ推進事業に係る補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 県スポ協は、毎年度、予算の範囲内において、競技団体等が実施する競技スポーツ推進事業に要する経費に対し、補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付の対象となる事業名、補助対象事業、補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(交付額の算定)

第3条 この補助金の交付額は、前条第2項に規定する事業ごと、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額、補助対象事業費支出額及び補助基準額のうち、いずれか低い額に補助率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 競技団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて公益財団法人山口県スポーツ協会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) その他会長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第5条 会長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を競技団体等に通知するものとする。

2 会長は、前項の補助金の交付の決定に際し、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(変更申請)

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた競技団体等(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を中止し、廃止し、又は内容の変更をしようとする場合には、変更交付申請書(別記第2号様式)を会長に提出し、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項ただし書の軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助事業の内容の変更が、補助目的の達成に何らの支障がないと認められる場合

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までに事業実績報告書(別記第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 収入支出決算書(又は見込書)
- (3) その他会長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第8条 会長は、前条の規定による事業実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(別記第4号様式)を会長に提出しなければならない。

(概算払い)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず第5条の規定による交付の決定に係る金額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、請求書(別記第4号様式)を会長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、事業の施行状況及び補助事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の書類を整備し、これを補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(報告及び検査)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、若しくは補助事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員をして実地に調査させることができる。

(財産の管理)

第13条 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 会長は、補助事業者が、会長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県スポ協に納入させることができる。

(交付決定の取り消し等)

第14条 会長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 会長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の補助金から適用する。